

第二種金融商品取引業協会の活動状況について

平成30年12月



一般社団法人

第二種金融商品取引業協会

Type II Financial Instruments Firms Association

目次

1. 本協会の概要
 2. 本協会の組織
 3. 正会員の状況
 4. 本協会の主な活動
 5. 正会員・電子募集会員
- おわりに

1. 本協会の概要

- ・ 本協会は、金融商品取引法第78条に基づき内閣総理大臣から認定を受けた、自主規制機関(認定金融商品取引業協会)です。

名 称： 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

設 立： 平成22年11月1日

所在地： 東京都中央区日本橋2-11-2(太陽生命日本橋ビル12階)

会 長： 鈴木 茂晴 (日本証券業協会会長)

目 的： 正会員及び電子募集会員の行う第二種金融商品取引業を公正かつ円滑にし、並びに第二種金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資すること(注)。

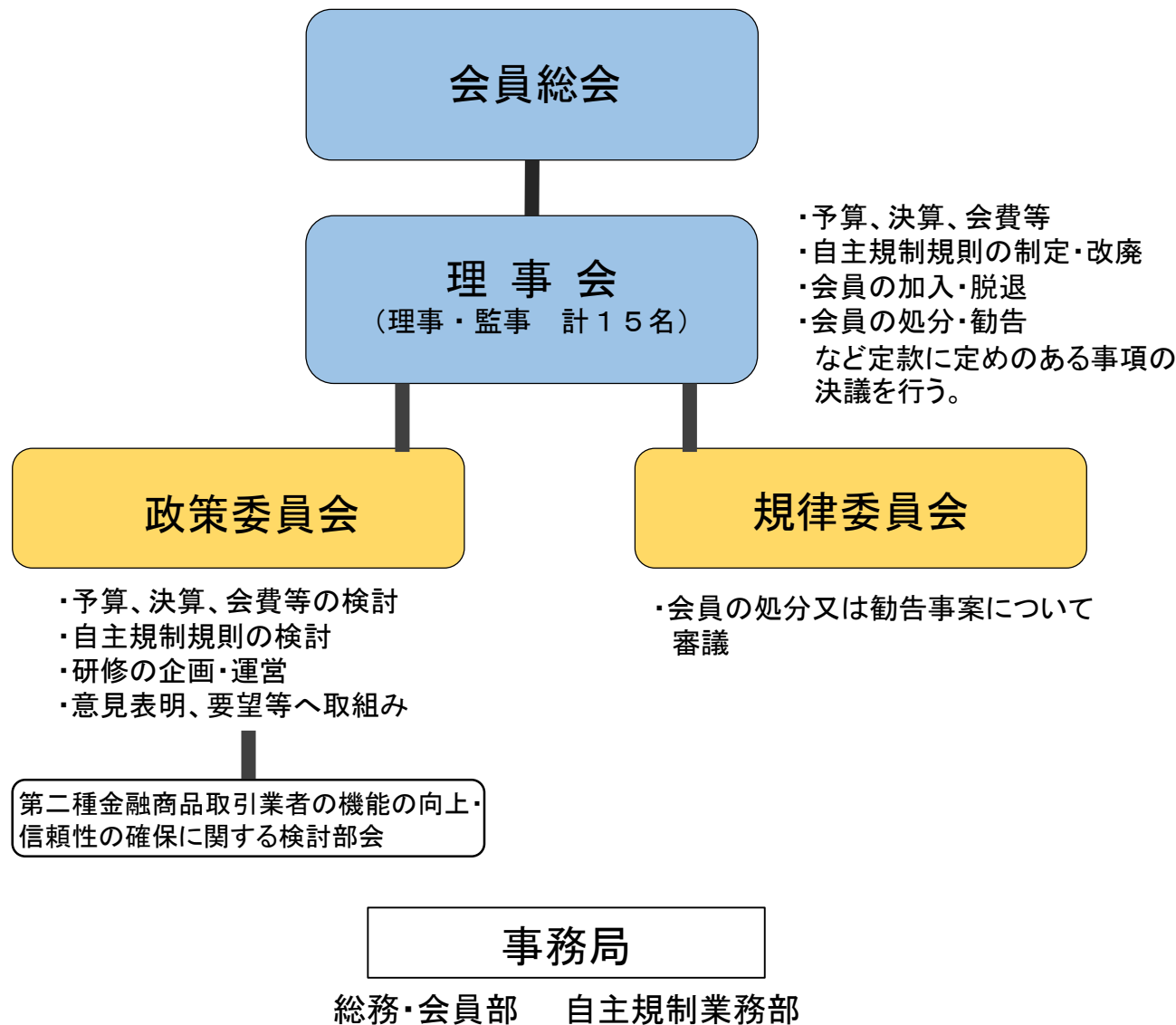
会 員： 正会員 492社

電子募集会員 0社(投資型クラウドファンディング業務専業会社)

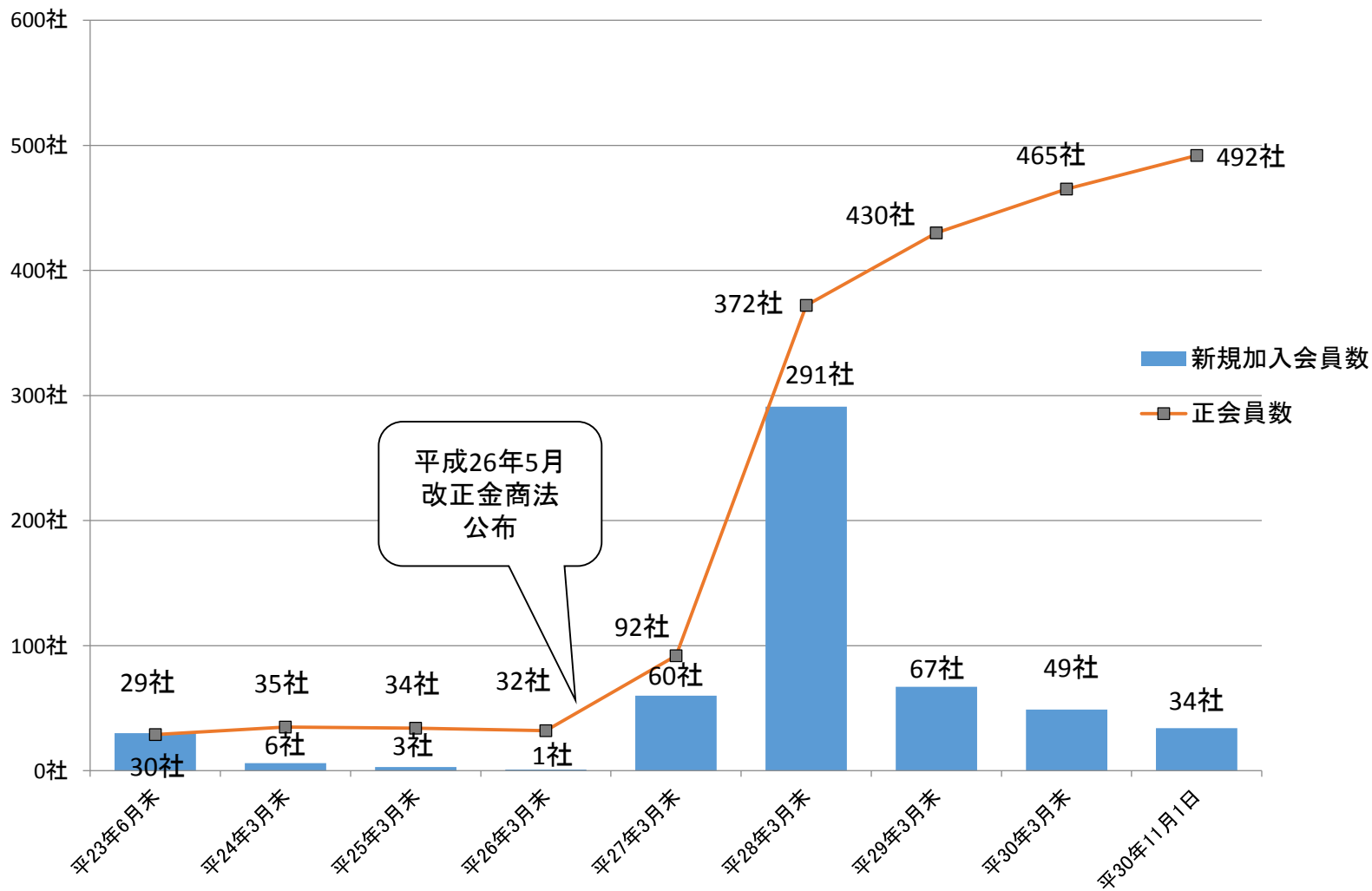
後援会員 7団体 ※いずれも平成30年11月1日現在

(注) 本協会は、第二種金融商品取引業のうち、会員の行う事業型ファンド、不動産信託受益権等の自己募集その他の取引等を自主規制の対象としています。

2. 本協会の組織



3. 正会員の状況(新規加入会員数及び正会員数の推移)



※ 平成22年11月1日 協会設立 正会員数24社
 ※ 平成23年6月30日 「認定金融商品取引業協会」認定取得

(参考) 金融商品取引法

(登録の拒否)

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 ～ 三 (省 略)

四 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（個人である場合を除く。）にあつては、次のいずれかに該当する者

イ 資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

ロ 国内に営業所又は事務所を有しない者

ハ 外国法人であつて国内における代表者（当該外国法人が第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。）を定めていない者

ニ 協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいい、登録申請者が行おうとする業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。以下この号及び第三十三条の五第一項第四号において同じ。）に加入しない者であつて、協会の定款その他の規則（有価証券の売買その他の取引若しくは第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等を公正かつ円滑にすること又は投資者の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

3. 正会員の状況（資本金別正会員数）

（単位：社）

登録 資本金	関東	近畿	東海	福岡・九州	その他	合計
1,000万円 ～3,000万円未満	102	7	10	3	11	133
3,000万円 ～5,000万円未満	19	2	2	1	—	24
5,000万円 ～1億円未満	70	6	6	4	6	92
1億円 ～3億円未満	83	4	1	1	3	92
3億円 ～5億円未満	33	—	—	2	—	35
5億円 ～10億円未満	13	3	—	—	—	16
10億円 ～30億円未満	30	1	—	—	—	31
30億円 ～50億円未満	10	1	—	—	—	11
50億円以上	54	3	1	—	—	58
合計	414	27	20	11	20	492

（注）登録は、登録財務局別で分類

3. 正会員の状況(役職員数別正会員数)

(単位:社)

登録 役職員数	関東	近畿	東海	福岡・九州	その他	合計
10人未満	253	20	15	7	15	310
10人～29人	85	4	3	4	3	99
30人～49人	31	1	1	—	2	35
50人～99人	20	1	—	—	—	21
100人～299人	9	—	—	—	—	9
300人～999人	3	—	—	—	—	3
1,000人～1,999人	1	—	—	—	—	1
2,000人～4,999人	—	—	—	—	—	—
5,000人～	—	—	—	—	—	—
合計	402	26	19	11	20	478

(注1) 第二種金融商品取引業に従事する役職員

(注2) 登録金融機関、大手証券会社等14社を除く

3. 正会員の状況(業務の種別正会員数)

(単位:社)

登録 業務の種別	関東	近畿	東海	福岡・九州	その他	合計
第一種金商業	51	1	2	—	1	55
登録金融機関	5	—	—	—	—	5
投資運用業	68	2	—	1	—	71
投資助言・代理業	100	2	2	4	5	113
第二種金商業	190	22	16	6	14	248
合計	414	27	20	11	20	492

※ 上から順に正会員が登録を受けた業務により分類

(参考)金融商品取引業登録の状況(平成30年8月末現在)

第一種金融商品取引業者	292社
第二種金融商品取引業者	1,176社
投資助言・代理業	987社
投資運用業	368社
合計	1,951社(同一業者が複数の業登録を受けている場合があり、内訳と一致しない)
適格機関投資家等特例業者等	2,296社(平成30年7月末現在)

3. 正会員の状況(業態別正会員数)

- 金融商品取引業 201社 (注)第一種、第二種、運用、助言・代理 など。
(うち、証券会社 45社、商品先物会社 2社、投資運用会社 36社、投資助言会社 16社、事業型ファンド販売会社 59社、VC・PE 21社、いわゆる「愛馬会法人」22社)
 - 銀行業 5社
 - リース業 15社
 - 建設業 5社
 - 不動産業 258社(宅建業 158社、不動産運用 27社、不動産助言 73社)
 - その他 8社(コンサル、企業再生等)
- (注)主たる業務を日本標準産業分類を参考に分類

(合計 492社)

4. 本協会の主な活動(入会対応)

(1)正会員の概況

- ・正会員は、平成27年5月の協会への加入促進のための措置を講じた改正金融商品取引法の施行等により、新規加入が大幅に増加
- ・**正会員 492社 平成30年度34社加入(30.11.1現在)**

(2)入会審査に対する対応

- ・本協会への入会審査にあたっては、行政当局と緊密な連携の下、金融商品取引業者の業務体制、財務状況等を確認
- ・正会員が適切な業務運営を行うためには、財務の健全性の確保が必要不可欠であり、入会申請会社が債務超過又はそのおそれがある会社については、経営計画、事業内容及び改善計画等を慎重に確認

4. 本協会の主な活動(自主規制)

(1) 自主規制規則等の制定

① 主な自主規制規則

- ・ 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則
- ・ 広告等に関するガイドライン ※平成30年10月施行
- ・ 投資勧誘及び顧客管理等に関する規則
- ・ 電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則、細則
- ・ 第二種業内部管理統括責任者等に関する規則、細則
- ・ 反社会的勢力との関係遮断に関する規則
- ・ 個人情報保護に関する指針
- ・ 事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則 ※平成30年1月施行

4. 本協会の主な活動(自主規制)

○「広告等に関するガイドライン」のポイント

※平成30年6月制定、同年10月施行

正会員の行う広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図るため、その表示、方法及び遵守すべき事項等を取りまとめたもの

1. 広告等の範囲

広告等規制の対象となる広告等の範囲を解説する

2. 法令等で記載が義務付けられている事項

法令等で記載が義務付けられている事項、協会規則で禁止される表示等について、法令諸規則の該当条文を解説する

3. その他の留意事項

ファンドの出資対象事業又は信託受益権に係る信託財産の運用、安全性・リスク、目標・想定利回り、運用実績、手数料等の表示に関する留意事項を定める

4. インターネットによる広告

ホームページ（ウェブサイト）、アフィリエイト広告等、インターネットを通じて広告等を行う場合の留意事項を定める

5. 社内管理体制の整備

広告等の表示の適正化を図るために求められる社内管理体制の整備等について、留意事項を定める

4. 本協会の主な活動(自主規制)

○「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」のポイント

正会員による事業型ファンドの違法な販売による投資者被害の事案等

措置

新規則の制定(平成30年1月1日施行)

- ✓ 投資者からの事業型ファンドへの信頼性・安心感の確保
- ✓ 投資者被害の適切な防止
- ✓ 金融仲介機能の向上

※ 事業型ファンドへの信頼性確保に向けた取組み(平成29年2月9日理事会決議)

※「第二種金融商品取引業者の機能の向上・信頼性の確保に関する検討部会」で新ルール検討

1. 正会員による事業型ファンドの販売・勧誘の審査の適正化

- (1) 正会員は、事業の実在性、財務状況、事業計画の妥当性などについて、適正に審査を行う。
- (2) 審査の結果、不適当と認められた場合には、事業型ファンドの私募の取扱い等は行わない。

2. 正会員による勧誘の適正化

正会員は、顧客に対して、事業者等の財務状況・財務情報、資金使途・事業計画の概要、分別管理の方法など、重要な事項について分かりやすく説明する。

3. 正会員による事業型ファンド発行後のモニタリングの拡充

- (1) 正会員は、事業者から交付されたファンド報告書等により、事業者・運営者の出資対象事業の状況及び分別管理の状況等について、確認を行う。
- (2) 出資対象事業の状況等に不正又はその疑いを認めたときは、速やかに、事業者に対し調査、改善を求め、必要に応じて顧客に通知する。

4. 事業者によるファンド報告書の作成、交付

事業者は、各決算期にファンド報告書(出資対象事業の概況などを記載した報告書)を作成、顧客に交付する。

※「事業型ファンド」は、集団投資スキーム持分のうち、有価証券又はデリバティブ取引に対する投資が運用財産の50%以下のものをいう。ただし、商品ファンド、不動産ファンド、競走馬ファンド、クラウドファンディング規制の対象となるファンドや、出資者の全員が適格機関投資家等であるものは除く。

4. 本協会の主な活動(自主規制)

(1) 自主規制規則等の制定

② 社内規程モデル、Q&A等の作成

〈社内規程モデル〉

- ・従業員服務規程
- ・顧客管理に関する規程 など

〈Q&A〉

- ・金融商品・取引の販売・勧誘に関するQ&A
- ・ファンドの分別管理・金銭の預託に関するQ&A
- ・犯罪による収益の移転防止に関するQ&A
- ・社内規則等の整備に関するQ&A など

4. 本協会の主な活動(自主規制)

(2) 監査の実施

- ・毎年度、「監査基本計画」を定め、正会員に対して、監査(実地監査)を実施

(3) モニタリングの充実・強化

①正会員の財務状況の把握

- ・正会員が債務超過の状況にある場合には、決算期及び中間期毎に改善計画等の提出を求めヒアリング等を行い、財務の健全化に向けた取り組みを促す。

②正会員のファンドの運用実態の把握

- ・正会員の事業型ファンドの自己募集・自己私募(自己運用)の運用実態を把握するため、決算期及び中間期毎に、資産・負債、損益の状況及び当該ファンドの運用状況等の報告を求めるとともに、必要に応じて、資料の提出・ヒアリング、監査等を実施

4. 本協会の主な活動(自主規制)

(4) 正会員に対する措置

- ・ 法令違反等があった正会員に対して、定款に基づく処分や勧告等を実施

(5) 苦情・相談、あっせん業務

- ・ 特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」(FINMAC)に委託

(6) 反社会的勢力排除に対する支援

- ・ 正会員が行う反社会的勢力排除の取組みを支援(暴追都民センターとの連携)
- ・ 警察当局等との連携強化(東京都第二種金商業警察連絡協議会設立)

4. 本協会の主な活動(研修)

(1) 研修・説明会の実施

平成29年度は、東京、名古屋、大阪、福岡において、19コース、49回実施

平成30年度は、17コース、47回実施予定

- ・ 義務研修
 - 内部管理統括責任者を対象とする研修
- ・ 代替研修
 - 営業責任者研修・内部管理責任者を対象とする研修
- ・ 任意研修
 - 事業型ファンド取引に関する研修
 - 不動産信託受益権取引に関する研修
 - 反社会的勢力排除の実務に関する研修
- ・ 正会員代表者向け研修
- ・ 説明会(関係法令や制度の改正など)

4. 本協会の主な活動(研修)

(2) 平成30年度の研修・説明会

種類	研修
1. 義務研修	・第二種業内部管理統括責任者研修
2. 代替研修	・証券検査とはどういうものか ・不動産信託受益権取引に係る管理実務 ・ファンドの法務と実務 など
3. 任意研修	・不動産信託受益権取引の流れと実務 ・不動産証券化の基礎 ・基礎から始める ファンド入門 ・反社会的勢力排除の実務研修 ・はじめての金商法 ・正会員代表者向け研修 など
4. 説明会	・事業報告書の記載方法等について ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン など

4. 本協会の主な活動(会員向け)

(1) 正会員向け相談室の運営

- ・「コンプライアンス相談室」及び「税務相談室」の設置

(2) 意見交換会、個社訪問など

- ・正会員間の意見交換会の実施
- ・会員代表者等の訪問、個社訪問の実施

(3) 統計情報の整備

- ・電子申込型電子募集取扱業務等の取扱状況に関する統計情報を公表

(4) 会員向け資料の作成

- ・第二種金融商品取引業 実務必携

4. 本協会の主な活動(会員向け)

(5) 協会モデル帳票、取引マニュアルの作成

①不動産信託受益権、ファンドの取引において使用する、顧客
交付書面及び法定帳票のモデルを作成

- ・顧客カード
- ・特定投資家から一般投資家への移行等に必要な書面
- ・法定帳簿書類（注文伝票、取引日記帳、顧客勘定元帳等）
- ・契約締結前交付書面、契約締結時交付書面等

※ファンド取引用のモデル帳票は一部作成中

②不動産信託受益権取引マニュアルを作成

4. 本協会の主な活動(周知広報活動)

(1) 協会ホームページの運営

(2) パンフレット、リーフレット及びQ&A等の作成

- ・ファンド投資についての留意点について
- ・ファンド持分など「みなし有価証券」に関するQ&A 等

(3) 説明会等

- ・関東財務局主催「第二種金融商品取引業者に対する説明会」

5. 正会員・電子募集会員

	正会員	電子募集会員
資 格	金商業者又は登録金融機関のうち、自己募集その他の取引等を業として行う者であって理事会の承認を受けた者	第二種少額電子募集取扱業者（投資型クラウドファンディング業務専業会社）であって理事会の承認を受けた者
入会金	100万円	50万円
年会費	50万円	30万円
議決権	2個	1個

おわりに

- 本協会では、金商法上の自主規制機関としての役割及び第二種金融商品取引業の健全な発展のため、正会員・電子募集会員の様々なニーズの把握に努め、業務を行って参ります。是非、本協会への入会をご検討ください。
 - 入会に関する以下の情報は、本協会HP(<https://www.t2fifa.or.jp/>)に掲載しております。詳しくは、こちらをご覧ください。
 - ① 入会申請に関するQ&A
 - ② 入会申請書類(様式)
- ご質問などありましたら、事務局まで、お気軽にお問合せください。

(電 話) 03-6910-3980(代)

(E-mail) jimukyoku@t2fifa.or.jp

(H P) <https://www.t2fifa.or.jp/>